

NEWS LETTER

2010年5月10日(月)

〒161-0031 東京都新宿区西落合 3-2-26 コートグランディア永夢 101
山田恵美子税理士事務所 TEL 03-3953-5587 FAX 03-3953-5594
Email yamada@tax-tax.jp

期間中全て晴れたのは 50 年ぶりというGWが終わりました。5月 は 3月 決算法人の申告に追われる月ですが、税務調査の時期でもあります。署員の異動まえに調査を終わらせたいという意向のようです。調査で間違いや見解の相違?により、不幸にして修正申告書を提出することになると延滞税、加算税等を本税のほかに納付しなければなりません。

税金のペナルティ

税金の納付が遅れると遅れた期間に対応する利息に相当する延滞税とペナルティとしての種々の加算税がかかります。

振替納税を利用して残高不足だったら個人の確定申告で振替納税を利用している場合、うっかり残高不足で引落ができないと、税務署から納付書が送られ、現金で本税と延滞税を併せて納付することになります。今年の振替日は4月22日でしたが、延滞税の基礎となる期間は振替予定日から完納の日までではありません。所得税は3月15日から、また消費税は3月31日から納付までの期間となります。

源泉税の納付が1日遅れたら

常時 10 人未満の使用人等に給与の支払い

をする法人が「納期限の特例に関する届出書」を提出して承認を受けると、給与等の徴収税額の納付が原則支払いの翌月10日までのところ、7月10日、1月10日（さらに特例の承認を受けた場合は20日）とすることができます

ところが、1日遅れて21日に納付をすると延滞税は1日ではなく10日から21日までの期間で計算されますので、ご注意ください。

延滞税が免除されることがある?

大きく分けると、国税通則法により、震災、火災その他のいわゆる天災により納付できない場合、「交付要求」の場合に、延滞税が免除されます。「交付要求」とは破産等の原因により清算が裁判所の管理下におかれ強制換価手続きが行われるような場合に、税務署が「交付要求書」を送り納税を求めるという手続きのことをいいます。

延滞税の税率

期間（納期限の翌月から2カ月を経過する日まで）	割合
平成20年1月1日～平成20年12月31日	4.7%
平成21年1月1日～平成21年12月31日	4.5%
平成22年1月1日～平成22年12月31日	4.3%

※2カ月を超えると14.6%